

令和5年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和5年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案参考資料目録

議案等番号	件名	頁
議案第4号	かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の新旧対照表	1
議案第5号	かずさ水道広域連合企業団情報公開条例の新旧対照表 かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の新旧対照表	3
議案第6号	かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例の新旧対照表	10
議案第7号	かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例の新旧対照表 かずさ水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の新旧対照表 かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の新旧対照表 かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表 かずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表	11

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第16号）新旧対照表

（かずさ水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例附則第8項関係）

新	旧
<p>（<u>審理員</u>に提出した書類等の写し等の交付に要する手数料）</p> <p>第3条 法第38条第6項（法第66条第1項において準用する場合及び<u>他の法令において準用する場合を含む。</u>）の規定により読み替えて適用する法第38条第4項（法第66条第1項において準用する場合及び<u>他の法令において準用する場合を含む。</u>）の規定により納付しな<u>ければならない手数料</u>（法第9条第3項に規定する場合又は個人情報保護法第106条第2項の規定の適用がある場合における手数料を含む。）の額は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 前項の手数料は、交付を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>法第9条第3項に規定する場合又は個人情報の保護に関する法第106条第2項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員」とあるのは、「審査庁」とする。</u></p> <p>（審査会に提出した書類の写しの交付に要する手数料）</p> <p>第8条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の手数料は、交付を受ける際に納付しなければならない。</p>	<p>（<u>審査庁</u>に提出した書類の写しの交付に要する手数料）</p> <p>第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する<u>同条第4項</u>（<u>他の法律の規定により準用する場合を含む。</u>）の<u>手数料の額は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 前項の手数料は、<u>写しの交付</u>を受ける際に納付しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>（審査会に提出した書類の写しの交付に要する手数料）</p> <p>第8条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の<u>手数料の額は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>2 前項の手数料は、<u>写しの交付</u>を受ける際に納付しなければならない。</p>

3 略

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

別表 (第3条第1項、第8条第1項)

交付の方法	手数料の額
法第38条第1項に規定する提出書類等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円
法第38条第1項に規定する提出書類等を複写機により用紙の片面又は両面にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき 20円
法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に白黒で出力したものの交付	用紙1枚につき 10円
法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき 20円

備考

- 1 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。
- 2 用いる用紙の規格は、日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）までとし、A3判までの用紙で複写し、又は出力できないときは、分割して複写し、又は出力するものとする。

い。

3 略

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務企画課において処理する。

別表 (第3条第1項、第8条第1項)

区分	金額
写しの交付	単色刷りで写し1枚につき 10円
	多色刷りで写し1枚につき 20円

備考

- 1 写しの作成に用いる用紙の規格は、日本産業規格A列3番までとする。
- 2 両面に複写された用紙については、2枚として計算する。

かずさ水道広域連合企業団情報公開条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第13号）新旧対照表

（かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会条例附則第5項関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示（第5条—第19条）</p> <p>第3章 審査請求（第20条—第22条）</p> <p>第4章 補則（第23条—第27条）</p> <p>附則</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、<u>かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 年かずさ水道広域連合企業団条例第 号）第1条に規定するかずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならぬ。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関（<u>次項において「諮問実施機</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示（第5条—第19条）</p> <p>第3章 審査請求（第20条—第27条）</p> <p>第4章 補則（第28条—第32条）</p> <p>附則</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第21条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、<u>かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会（第23条第1項を除き、以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>裁決で審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関（<u>以下「諮問実施機関」とい</u></p>

関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならぬ。

(1)・(2) 略

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 略

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 略

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る公文書の開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

う。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならぬ。

(1)・(2) 略

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 略

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 略

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(審査会の設置等)

第23条 第21条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を述べることができる。

- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから広域連合企業長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 8 広域連合企業長は、委員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。
- (審査会の調査権限等)
- 第24条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
 - 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事

件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見の陳述又は資料の提出を求めると、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすすめること又は審査請求人等に口頭で意見を述べる機会若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる。

5 審査会は、前2項の規定により審査請求人等から意見書又は資料の提出があったときは、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）に対し、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面）を送付しなければならない。

6 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について審査請求人等から閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）の求めがあったときは、これを拒んではならない。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

7 審査会は、第5項の規定による送付をし、又は前項の閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

8 審査会は、第6項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第25条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(その他の事項)

第27条 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合企業長が別に定める。

(文書管理等)

第23条 略

(情報の提供)

第24条 略

(実施状況の公表)

第25条 略

(適用除外)

第26条 略

(委任)

(答申書の送付等)

第26条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(その他の事項)

第27条 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合企業長が別に定める。

(文書管理等)

第28条 略

(情報の提供)

第29条 略

(実施状況の公表)

第30条 略

(適用除外)

第31条 略

(委任)

第27条 略

第32条 略

かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第16号）新旧対照表

（かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会条例附則第6項関係）

新	旧
<p>（<u>審査会等</u>に提出した書類の写しの交付に要する手数料）</p> <p>第8条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会又は<u>情報公開・個人情報保護審査会条例</u>（令和 年かずさ水道広域連合企業団条例第 号）第1条に規定する審査会は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、広域連合企業長が規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>（<u>審査会</u>に提出した書類の写しの交付に要する手数料）</p> <p>第8条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手数料の額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 審査会は、経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、広域連合企業長が規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。</p>

かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>総務企画課</u>において処理する。</p>

かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第21号）新旧対照表
 （かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員（法第28条の6第4項に規定する職員を除く。以下同じ。）の定年等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号に掲げる事由があると認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員（同法第28条の2第4項に規定する職員を除く。以下同じ。）の定年等</u>に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号の<u>いずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>

(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する管理監督職をいう。以下この項及び次項において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないこと^ができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができな^いとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えないこと^ができない。

めていて管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員又は第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職(第8条から第11条までにおいて「管理監督職」という。)は、かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第29号)第4条に規定する職及びこれに相当する職として広域連合企業長が定める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(次条及び第9条において「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が存しなくなると認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

(新設)

(新設)

60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（第3号並びに次条及び第12条において「他の職への降任等」という。）をするに当たっては、法に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、法第28条の2第1項本文の規定による降任又は転任（以下この項において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職及び管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできるだけ限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」とい

(新設)

う。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充するこ

(新設)

とができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定 (新設)

により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間（同条の規定により (新設)

延長された期間を含む。）を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

（異動期間の延長事由がなくなった場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間（同条の規定によ (新設)

り延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員につ

いて、延長された当該異動期間の末日の到来前に当該延長の事由がなくなつたときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

(新設)

(新設)

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(定年に関する特例)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員である職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(新設)

(新設)

内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

かずさ水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第20号）新旧対照表
 （かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第2条関係）

改正案	現行
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいい、<u>法第28条の2第1項に規定する降給を除く。以下同じ。</u>）及び降号（職員の意に反して、職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、当該下位の職務の級に変更することをいう。）とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、その意に反して、これを降格することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(給与規程附則第5項の規定による降給に関する規定の適用)</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、その意に反して、これを降格することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

<p>3 <u>か</u>ずさ水道広域連合企業団職員の給与に関する規程附則第5項の規定による降給に関する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びにかずさ水道広域連合企業団職員の給与に関する規程（平成31年かかずさ水道広域連合企業団管理規程第15号）附則第5項の規定による降給とする」とする。</p> <p>4 第5条第2項の規定は、<u>か</u>ずさ水道広域連合企業団職員の給与に関する規程附則第5項の規定による降給については、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員に対し、広域連合企業長が定めるところにより、同項の規定により給料月額が異動することとなつた旨の通知をするものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------

かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第29号）新旧対照表
 （かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第3条関係）

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職を占めるもの（以下「第2号会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（第20条の地方公共団体の職員を除き、以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、<u>かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第21号）第12条、かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条例第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職を占めるもの（以下「第2号会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（第20条の地方公共団体の職員を除き、以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第5条、第6条、第8条及び第19条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条例第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</u></p>

かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第29号）新旧対照表
 （かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第4条関係）

改正案	現行
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第21号。以下「定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>職員</p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>定年条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第21号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</p> <p>（新設）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（新設）</p>

かずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第18号）新旧対照表
 （かずさ水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第5条関係）

改正案	現行
<p>（報告事項） 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第22条の4第1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項 第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる 事項とする。</p>	<p>（報告事項） 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項 第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる 事項とする。</p>